

## 第3次千葉市議会運営活性化推進協議会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 本市議会は、千葉市議会基本条例（平成29年千葉市条例第26号）を基調とし、課題となっている議会運営に関する諸事項について調査・検討及び検証を行うため、第3次千葉市議会運営活性化推進協議会（以下「第3次活性化推進協議会」という。）を設置する。

### (協議・検討事項)

第2条 第3次活性化推進協議会は、次の事項を協議・検討する。

- (1) 委員会機能の充実について
- (2) 議会のデジタル化の推進について
- (3) 定例会の運営日程の検討について
- (4) その他必要と認める事項

### (委員)

第3条 第3次活性化推進協議会は、議長、副議長と各会派から選出される委員11人をもって組織する。委員には各会派幹事長を含むものとし、数は次のとおりとする。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 自由民主党千葉市議会議員団    | 4人 |
| (2) 立憲民主・無所属千葉市議会議員団 | 2人 |
| (3) 公明党千葉市議会議員団      | 2人 |
| (4) 日本共産党千葉市議会議員団    | 2人 |
| (5) 日本維新の会ちば         | 1人 |

2 委員の任期は、第9条に定める第3次活性化推進協議会の設置期間とする。ただし、委員は、その任期中、交替することができる。

3 委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれるものとする。この場合において、当該委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 第3次活性化推進協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ議長及び副議長がその職務を務めるものとする。

3 委員長は、第3次活性化推進協議会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 第3次活性化推進協議会は、委員長が招集する。

2 第3次活性化推進協議会は、委員（次項の規定により代理で出席する議員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、あらかじめ委員長に届け出て、任意に委員でない議員を代理として出席させることができる。

4 無所属議員は、オブザーバーとして会議に参加し、参考意見を述べることができる。

- 5 第3次活性化推進協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 6 第3次活性化推進協議会は、公開とする。ただし、必要があると認めるときは、公開しないことができる。
- 7 第3次活性化推進協議会は、議論を尽くし、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払うものとする。

(部会等)

第6条 第3次活性化推進協議会は、専門的事項を協議・検討させるため、部会等を置くことができる。

(記録)

第7条 委員長は、議会事務局の職員に第3次活性化推進協議会の議事の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させる。

(協議結果の報告)

第8条 委員長は、協議・検討事項に関し結論が得られたときは、報告書を作成する。

(設置期間)

第9条 第3次活性化推進協議会の設置期間は、この要綱の施行の日から令和7年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、第3次活性化推進協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月31日から施行する。
- (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年9月17日から施行する。
- (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。